阪神水道企業団公報

令和３年10月15日㈮
第354号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団公印規則等の一部を改正する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団文書規程の一部を改正する規程

◇規　　則◇

阪神水道企業団公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年９月16日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第６号

阪神水道企業団公印規則等の一部を改正する規則

（阪神水道企業団公印規則の一部改正）

第１条　阪神水道企業団公印規則（昭和35年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

様式第２号　公印使用簿

使用年月日	使用者		件名	公印種別	使用枚数	公印取扱主任	公印管守者	備考
	所属	氏名						

改　正　前

様式第２号　公印使用簿

使用年月日	使用者			件名	公印種別	使用枚数	公印取扱主任	公印管守者	備考
	所属	氏名	印						

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第２条　阪神水道企業団職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

様式第１（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年　　月　　日

企業長　　様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２第６項第６号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏　名	生年月日（年齢） 年　月　日生（　　歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先　ＴＥＬ（　－　－　）　ＦＡＸ（　－　－　）	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

２　離職時及び離職前の状況

離　職　日　　年　月　日		離職時の職	
離職前５年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	

※　申請者が地方公務員法第38条の２第４項又は第８項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

３　要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する　☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する　☐ 該当しない

４　要求又は依頼の対象となる役職員

氏　名（ふりがな）　　（　　）	
所属	職
職務内容	

５　要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として企業長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの	
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの	
	職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の２項目のいずれにも該当しない	

６　要求又は依頼の具体的な内容

７　その他参考事項

企業団記入欄	
受理番号	
処理結果区分 ☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日　年　月　日

改　正　前

様式第１（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年　　月　　日

企業長　　様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２第６項第６号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏　名　㊞	生年月日（年齢） 年　月　日生（　　歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先　ＴＥＬ（　－　－　）　ＦＡＸ（　－　－　）	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

２　離職時及び離職前の状況

離　職　日　　年　月　日		離職時の職	
離職前５年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	

※　申請者が地方公務員法第38条の２第４項又は第８項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

３　要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する　☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する　☐ 該当しない

４　要求又は依頼の対象となる役職員

氏　名（ふりがな）　　（　　）	
所属	職
職務内容	

５　要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として企業長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの	
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの	
	職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の２項目のいずれにも該当しない	

６　要求又は依頼の具体的な内容

７　その他参考事項

企業団記入欄	
受理番号	
処理結果区分 ☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日　年　月　日

様式第２（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年　　月　　日

企業長　　様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２第７項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな）（　　） 氏　　名	生年月日（年齢） 年　　月　　日生（　　歳）
所属	職

2　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（　　） 氏　　名	要求又は依頼が行われた日時 年　　月　　日　　時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3　要求又は依頼の内容

企業団記入欄
受理番号

様式第３（第24条関係）

再就職届出書

年　　月　　日

企業長　　様

阪神水道企業団職員の退職管理に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

（ふりがな） 氏　　名	（　　）
生年月日（年齢）	年　　月　　日生（　　歳）
離職時の職	
離職日	年　　月　　日
再就職日	年　　月　　日
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

様式第２（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年　　月　　日

企業長　　様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２第７項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな）（　　） 氏　　名　㊞	生年月日（年齢） 年　　月　　日生（　　歳）
所属	職

2　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（　　） 氏　　名	要求又は依頼が行われた日時 年　　月　　日　　時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3　要求又は依頼の内容

企業団記入欄
受理番号

様式第３（第24条関係）

再就職届出書

年　　月　　日

企業長　　様

阪神水道企業団職員の退職管理に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

（ふりがな） 氏　　名	（　　） ㊞
生年月日（年齢）	年　　月　　日生（　　歳）
離職時の職	
離職日	年　　月　　日
再就職日	年　　月　　日
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成７年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（審査の申立て） 第 23 条　省略 ２　前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副２通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。 ⑴から⑹まで　省略 ３　省略	（審査の申立て） 第23条　省略 ２　前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副２通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。 ⑴から⑹まで　省略 ３　省略

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第４号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年 10 月６日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団文書規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団文書規程（平成16年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（文書の収蔵） 第30条　省略	（文書の収蔵） 第30条　省略

２から３まで　省略 ４　総務課長は、保管中の収蔵文書について成冊後30年を経過したものは、当該保管の適否を審査し、適宜見直さなければならない。 （場センター所における文書の収蔵） 第30条の２　省略 ２　第28条第２項及び第３項並びに前条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による文書の収蔵について準用する。この場合において、第28条第２項中「前項の規定によらないこと」とあるのは「第30条の２第１項の規定によらないこと」と、同条第３項中「前項の規定により本庁の課室」とあるのは「第30条の２第２項の規定により準用する第28条第２項の規定により、場センター所の事務室」と、「総務課長に引き継ぐ」とあるのは「書庫に収蔵する」と、前条第４項中「総務課長は」とあるのは「場所長は」と、読み替えるものとする。 （文書の廃棄） 第35条　総務課長及び場所長は、その管理する収蔵文書で保存期間が満了したもの（第27条に規定するものを除く。次項において同じ。）又は第30条第４項の規定に基づき審査した結果、保存する必要のないものを、収蔵文書廃棄簿により、毎年７月末日までに、廃棄しなければならない。この場合において、総務課長は、当該文書を所管する本庁の課室長へ合議しなければならない。 ２及び３　省略	２から３まで　省略 （場センター所における文書の収蔵） 第30条の２　省略 ２　第28条第２項及び第３項並びに前条第３項の規定は、前項の規定による文書の収蔵について準用する。この場合において、「前項の規定によらないこと」とあるのは「第30条の２第１項の規定によらないこと」と、「前項の規定により本庁の課室（分課規程第１条に規定する課及び室をいう。以下同じ。）」とあるのは「第30条の２第２項の規定により準用する第28条第２項の規定により、場センター所の事務室」と、「総務課長へ引き継ぐ」とあるのは「書庫に収蔵する」と、読み替えるものとする。 （文書の廃棄） 第35条　総務課長及び場所長は、その管理する収蔵文書で保存期間が満了したもの（第27条に規定するものを除く。次項において同じ。）を、収蔵文書廃棄簿により、毎年７月末日までに、廃棄しなければならない。この場合において、総務課長は、当該文書を所管する本庁の課室長へ合議しなければならない。 ２及び３　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。